

# 施設経営情報

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会  
 社会福祉施設経営相談室  
 TEL 076(432)6219  
 FAX 076(432)6532

平成30年6月20日 No.133

## 平成30年度以降の国民健康保険制度について

国民健康保険は、都道府県が財政運営の主体となりました。平成30年度の一斉更新時以降の新保険証等には、居住地の都道府県名が表記されますが、資格、保険料の賦課・徴収等の窓口は、引き続き市町村窓口で変更ありません。

1. 都道府県は、  
 ①財政運営の責任主体、②事務の効率化、標準化、広域化の推進、③都道府県全体で必要な保険給付費総額及び市町村ごとの県に納付する標準保険料率を算定し提示、④保険給付に必要な費用は全額、市町村に保険給付等交付金として支払われます。

2. 市町村は、  
 ①「国民健康保険事業費納付金」を都道府県に納付、②被保険者証等の発行、③都道府県の示す標準保険料率を参考にして、保険料率を決定し都道府県に納付、④国民健康保険料の賦課、徴収、⑤保険給付の決定、支給を行います。

### 平成30年度 市町村別の「国民健康保険事業費納付金」(一人あたりで比較)

市町村	平成28年度 (円)	平成30年度 (円)		H28 → H30 2か年伸び率
		(激変緩和前) 順	激変緩和後 順	
富山市	120,145	(121,668) 6	→ 120,985 2	100.70%
高岡市	119,173	(118,931) 12	→ 118,695 4	99.60%
魚津市	126,708	(129,120) 2	→ 127,587 1	100.70%
氷見市	111,057	(110,459) 15	⇒ 110,236 13	99.30%
滑川市	114,094	(120,040) 10	→ 114,871 9	100.70%
黒部市	114,404	(120,470) 8	→ 115,197 8	100.70%
砺波市	113,511	(125,848) 5	→ 114,294 10	100.70%
小矢部市	115,933	(128,871) 3	→ 116,735 7	100.70%
舟橋村	108,308	(157,103) 1	⇒ 109,015 15	100.70%
上市町	108,643	(112,270) 14	→ 109,398 14	100.70%
立山町	111,192	(119,209) 11	→ 111,962 12	100.70%
入善町	119,714	(126,576) 4	→ 120,544 3	100.70%
朝日町	117,264	(120,851) 7	→ 118,080 5	100.70%
南砺市	118,688	(118,195) 13	→ 117,953 6	99.40%
射水市	112,572	(120,104) 9	→ 113,354 11	100.70%
県全体	117,739	(120,831)	⇒ 118,147	100.30%

【詳細については、お住いの市町村等にお問い合わせください。】

## 社会福祉施設経営相談の利用状況

平成30年4月～平成30年5月

累計は30年度5月31日までの件数

区分	種別	4	5	累計	区分	種別	4	5	累計	区分	種別	4	5	累計	
相談項目	施設経営	1	2	3	利用施設	社会福祉協議会				相談の手段	文書	7	6	13	
	施設利用者処遇					児童福祉施設	1	1	2		電話				
	職員待遇	2	2	4		老人福祉施設	3	1	4		来所				
	会計・税務	4	2	6		障がい者施設	3	4	7		訪問				
	安全・衛生					その他					集団(カーループ)				
	その他					その他					その他				
	合計	7	6	13		合計	7	6	13		合計	7	6	13	

**社会福祉充実事業に係る実績について  
どのような公表の制度が…**

Q

当法人は社会福祉充実計画を提出して、現在実行中なのですが、その実績についてはどのような公表の制度があるのでしょうか。

A

社会福祉充実計画を作成した場合、その計画自体は「財務諸表等電子開示システム」を通して、必ず公表する必要があります。

しかし一方、その「社会福祉充実事業に係る実績」については「法人のホームページ等について公表に努めること」とされているのみで、いわゆる「努力義務」です。

また、記載様式も具体的には示されていません。

この点については、次の理由から様式は示されずに、法人の任意の様式で可とする取扱いとされたものと解釈されます。

- (1) 実績の公表は計画の公表と違い努力義務であること
- (2) 様式を示すとかえって法人の事務処理負担を増やすことにつながる
- (3) 例えば事業報告が公表されている場合は、そこに簡潔に記載すれば達成できるとも考えられること

1つの例として「事業報告」の最後のあたりに次のように記載することが考えられます。(あくまで参考例です。)

＜社会福祉充実事業に係る実績について＞

(例) 当年度は、社会福祉充実事業として、A 事業で 19,500 千円、B 事業で 12,300 千円の社会福祉充実残額を費消しました。



Q

**時間単位の年休制度  
要件、注意点は…**

時間単位の年次有給休暇制度を採用する際の要件、留意点について知りたい。

A

労働者の年次有給休暇（以下、「年休」）の取得率が低く、日単位での取得以外に、時間単位の年休取得希望もあります。このため、仕事と生活の調和を図る観点から、時間単位の年休制度が設けられています。

◆要件、注意点としては、

① 要件は、(1) 時間単位の年休の対象労働者の範囲を定め、労使協定の締結及び、時間単位の年休制度について就業規則に記載する。(2) 労使協定で、年休のうち、5日以内の範囲内で時間単位の年休を定めること。(3) 5日未満の年休を比例付与する労働者の場合は、労使協定で、当該比例付与される日数の範囲内で定めること。(4) 当該年度で未消化分の年休の残日数・時間数は繰越されるが、次年度の時間単位の年休は、前年度からの繰越分も含めて5日の範囲内となることです。

② 留意点は、(1) 労働者が時間単位の年休の取得を請求した場合は、労働者が請求した時季に時間単位により与えることができること。(2) 個々の労働者に対しては、時間単位による年休の取得を義務付けるものではないこと。(3) 個々の労働者が時間単位により年休を取得するか、日単位により年休を取得するかは、労働者の意思によるものです。

うごき



- ・7月 5日(木) 富山県老人福祉施設大会
- ・7月12日(木)～13日(金) 東海北陸ブロック老人福祉施設研究大会
- ・7月15日(日) 福祉のお仕事フェア第1回(福祉・介護分野)
- ・7月16日(月) 福祉のお仕事フェア第2回(福祉・介護分野)
- ・7月19日(木)～20日(金) 東海北陸保育研究大会「福井大会」
- ・7月25日(水) 富山県社会福祉法人経営者協議会セミナー(前期)
- ・8月11日(土) 福祉のお仕事フェア第3回(保育分野)

- クロスランドおやべ
- 岐阜県岐阜市
- 富山国際会議場
- 富山国際会議場
- 福井県福井市
- 富山第一ホテル
- 富山国際会議場